

社会福祉法人平成会

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会(以下「本会」という。)

の定款第8条及び第21条の規定に基づき、本会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本会の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、本会の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、事務費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とするとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じた委嘱手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 6 役員のうち本会と特殊な関係にある者及び施設等で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤の理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 本会の監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 本会の常勤の理事の報酬月額、別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとし、各々の常勤の理事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」を参酌し評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

- 5 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表3「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。
- 6 常勤の理事に対する退職手当は、別表4「常勤役員退職手当の算出要領」による算式により算出される額とする。
- 7 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 8 各々の監事の報酬は、「常勤理事俸給表」及び非常勤の理事の報酬を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 9 本会の評議員の報酬総額は、本会定款第8条の定めるところにより年間300万円以内とし、個々の評議員の報酬は、別表5「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

- 第5条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日の営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、支給すべき金額から法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用弁償)

- 第8条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費等含む)等を、平成会旅費支給規程に準じて支給することができる。

(公表)

- 第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 評議員選任・解任委員会委員の報酬については、非常勤役員に対する報酬に関する規定を準用する。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(その他)

第12条 非常勤役員が本会の業務のために本会施設に出勤し職務を執行したときは、第3条の規定に基づく職務執行があったものとして、別表6の支給基準により報酬を支給するものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表（第4条第3項）

【号】	【月額(円)】
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	400,000円
5	500,000円

別表2 非常勤役員の報酬（第4条第4項）

理事会または評議員会出席の都度、
謝金として一人一律20,000円を支給

別表3 常勤役員賞与（第4条第5項）

基準日在職の常勤役員の報酬月額（年額の場合、当該年額を12で除した額）
×係数（給与規程で定めるが率）

別表4 常勤役員退職手当の算出要領（第4条第6項）

（算出数式）

報酬年（月）×在職年（月）×係数（別途理事長が定める）

別表5 評議員の報酬（第4条第9項）

評議員会出席の都度、
謝金として一人一律20,000円を支給

別表6 職務執行の対価支給基準（第12条）

- ・ 2時間未満の職務執行があった場合
謝金として一人一律10,000円を支給
- ・ 2時間以上の職務執行があった場合
謝金として一人一律20,000円を支給
- ・ 4時間を超える職務執行があった場合
謝金として一人一律30,000円を支給